

公益社団法人秋田県農業公社農地中間管理事業借受希望者募集要領

1 目的

農地の貸借を進める農地中間管理事業の実施に際して、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第17条及び公益社団法人秋田県農業公社（以下「公社」という。）農地中間管理事業規程（秋田県知事認可：平成26年4月1日付25農林第3124号）第3条に基づき、農用地等の借受希望者を円滑に募集する方法を定めるものとする。

2 募集の区域

募集の区域は、市町村又はこれより小さい区域（人・農地プランの区域等を参考に、空白域ができないように設定）とし、当該市町村の意見を聞いて決定するものとする。

3 募集区域の説明

公社ホームページで、市町村からの回答をもとに募集区域毎に次の事項を公表するものとする。

- (1) 農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯、果樹地帯など）
- (2) 当該区域内に担い手が十分いるかどうか（市町村からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）

4 応募の方法

- (1) 農用地等の借受希望申込書（以下「申込書」という。）は、公社からの業務受託機関（以下「受託機関」という。）に設置するほか、公社ホームページ上で様式を出力するものとする。また、市町村等に申込書の設置の協力をお願いするものとする。
- (2) 農用地等の借受希望者は、申込書に必要事項を記載の上、市町村若しくは受託機関へ持参又は郵送して応募するものとする。公社に郵送する場合は、5に定める募集期間の終了日の消印まで有効とする。また、公社へ直接電子メールで送信して応募することも可能とする。
- (3) 受託機関は、受付後、当該応募者の情報をデータ入力し、申込書とともに市町村を経由して公社に提出するものとする。

5 募集期間

借受希望者の募集は、通年で行い、毎月末を締め切りとし、翌月に応募した者の氏名及びその内容に関する情報を取りまとめて公表する。その他、必要な場合には、追加して募集を行うこととする。

6 応募者への確認事項

応募者は、申込書に次の事項を記入するものとする。

- (1) 氏名、住所、経営主の年齢、連絡先（法人の場合は、名称、住所、設立年月日、構成員数、連絡先）

- (2) 借受けを希望する区域、農用地等の地目、面積、希望する条件
- (3) 借受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
- (4) 借受けを希望する期間
- (5) 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入など）
- (6) 現在の農業経営の状況（作物ごとの経営面積）
- (7) その他必要な事項（中心経営体・認定農業者・認定就農者など担い手としての位置付けの有無）

7 応募者の公表

応募内容から次の事項を整理し、公社ホームページで公表する。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
- (3) 借受けを希望する農用地等の種別、面積
- (4) 借受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別

8 留意事項

- (1) 応募内容の変更や取り消しを希望する場合は、その旨を公社、市町村又は受託機関のいずれかへ申し出するものとする。
- (2) 公募により公社が公表した者の登録期間は、翌年度の第1回目の公募公表日の前日までとする。ただし、引き続き借受けを同条件で希望する場合は、自動更新できるものとし、(1)による内容の変更や取り消しをするまで有効とする。
- (3) 応募用紙に公表に同意する・しないの意思表示をしてもらい、同意しない場合は受理できないものとする。
- (4) 応募内容等の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のためだけに利用するものとする。
また、本事業の実施のため、出し手との交渉や、国、県への報告等で利用するほか、関係機関に提供するものとする。

附則

この要領は、平成26年6月11日より施行する。

附則

この要領は、平成26年9月5日より施行する。

附則

この要領は、平成27年6月1日より施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。